

指定管理者の候補者の選定結果について

1 対象施設

青森県視覚障害者情報センター
(青森市大字石江字江渡5-1 青森県福祉庁舎3階)

2 指定管理者の候補者名

社団法人青森県視力障害者福祉連合会(青森市大字石江字江渡5-1)

3 選定理由

県民福祉プラザ等指定管理者審査委員会の審査の結果、社団法人青森県視力障害者福祉連合会が指定管理者として、妥当であると判断された。

候補者の評価
センターの利用が最も多い視覚障害者の団体であり、様々なニーズに適切に対応する事業が期待できる。 管理運営経費の節減に努力している。 収支計画と事業計画について、整合性と実現可能性が見込める。

4 申請者数

1団体

5 選定の方法

(1) 審査基準及び配点

○選定基準 ・審査基準	配点
1 県民の平等な利用が確保されること。 ・施設の設置目的及び県が示した管理の方針 ・平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	10
2 施設の効用を最大限に発揮すること。 ・利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 ・サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 ・施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	20
3 施設の効率的な管理運営ができること。 ・施設の管理運営に係る経費の内容	15
4 施設の管理を適正かつ安定して行う能力を有していること。 ・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性 ・安定的な運営が可能となる人的能力 ・安定的な運営が可能となる経理的基盤 ・個人情報 の 適正 な 取 扱 い の 確 保 ・類似施設の運営実績	30
5 県内の産業・雇用へ配慮すること。 ・県内の産業振興、県内からの雇用確保の実現の可能性	25
(合計)	100

(2) 審査方法

審査委員会において、審査基準に基づき、書類審査及びヒアリングによる審査を行った。

(3) 審査委員

委員長	三浦康久	(青森県健康福祉部長)
委員	佐々木悟	(青森県健康福祉部次長)
委員	成田正行	(青森県健康福祉政策課長)
委員	富永昭	(青森県障害福祉課長)
委員	本間昭夫	(青森県社会福祉士会会長)
委員	小野寺高	(公認会計士)
委員	白取肇	(弘前福祉短期大学学長)

(4) 審査の経過

平成17年5月26日 第1回審査委員会 (審査基準等の決定)

平成17年9月13日 第2回審査委員会 (ヒアリング及び最終審査)